

議案第 7 3 号

令和 7 年度川崎市公共用地先行取得等事業特別会計予算

令和 7 年度川崎市の公共用地先行取得等事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1,320,396 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

（地方債）

第 2 条 地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 3 0 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 2 表地方債」による。

令和 7 年 2 月 1 3 日提出

川崎市長 福 田 紀 彦

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 使用料及び手数料		千円 1
	1 手 数 料	1
2 財 産 収 入		42
	1 財 産 運 用 収 入	42
3 繰 入 金		219,714
	1 他 会 計 繰 入 金	219,714
4 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
5 諸 収 入		638
	1 雑 入	638
6 市 債		1,100,000
	1 市 債	1,100,000
歳 入 合 計		1,320,396

歳 出

款	項	金 額
1 公共用地先行取得等 事業費		1,296,954 千円
	1 公共用地先行取得等 事業費	1,296,954
2 公 債 費		18,442
	1 公 債 費	18,442
3 予 備 費		5,000
	1 予 備 費	5,000
歳 出 合 計		1,320,396

第 2 表 地 方 債

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
用 地 先 行 取 得 事 業	千円 1,100,000	政府資金、銀行その他から普通貸借または証券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。）による。起債の時期は当該年度とする。ただし、事業進ちょくまたは財政その他の都合により、全部または一部を翌年度へ繰越して起債することができる。	年 6.0% 以 内 ただし、 利率見直し方式で 借り入れる資金について、 利率の見直しを行った後においては、 当該見直し後の 年度における利率とする。	借入れの日から10カ年以内（据置期間を含む。）に償還する。ただし、市財政の都合により繰上償還、償還年限の短縮または本議決の範囲内で借換えすることができる。